

平成31年 1 月24日

大磯町長 中崎 久雄 様

大磯町行政情報公開審査会
会長 安 達 和 志

大磯町情報公開条例第12条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年7月31日付けで諮問された「固定資産税の非課税申告書（H22～24年度及びH29. 7. 10以降の期間のもの）」に係る行政情報非公開決定に対する審査請求の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

大磯町長（以下「実施機関」という。）が、「固定資産税の非課税申告書（H22～24年度及びH29. 7. 10以降の期間のもの）」について、固定資産税非課税申告書及びその添付書類を全部非公開とした決定は妥当ではなく、固定資産税非課税申告書のうち申告者が法人であるものについては公開すべきである。なお、その他の部分を非公開としたことは妥当と判断する。

2 審査請求の経過

(1) 行政情報公開請求

審査請求人は、平成30年7月4日付けで実施機関に対し、大磯町情報公開条例（平成9年大磯町条例第13号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、行政情報公開（閲覧及び写しの交付）の請求を行った。

(2) 行政情報公開請求に対する決定

実施機関は、平成30年7月13日付けで、上記請求に対し、行政情報の非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に行政情報非公開決定通知書を交付した。

なお、本件において審査請求人が請求した文書は「固定資産税の非課税申告書（H22～24年度及びH29. 7. 10以降の期間のもの）」である。これに対し実施機関は、当該行政文書を非公開とする理由として、条例第6条第7号に該当する（請求に係る行政情報は、一般に知り得ることのない地方税法第22条の秘密に該当す

る税務情報が記載されており、当該情報は、法令等の規定により明らかに公開することができないとされている情報に該当するため。)と判断した。

(3) 審査請求

審査請求人は、平成30年7月17日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

(4) 審査請求に係る諮問

実施機関は、平成30年7月31日付けで、大磯町行政情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第12条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の主旨

本件審査請求の主旨は、実施機関が平成30年7月13日付けで行った本件処分を取り消し、違法に開示されなかった部分の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、反論書（平成30年9月5日付け）及び平成30年11月5日の当審査会の口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 地方税法第22条の「秘密」とは、一般に知られていない事実であって（非公知性）、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有するもの（秘匿性）、いわゆる実質秘をいうと解される。本件の非課税となる固定資産税の範囲は、地方税法第348条第2項に定められており、非課税の固定資産を有する納税義務者であるという情報、またその非課税の措置を受ける固定資産の詳細情報自体は、同法同条同項各号に掲げられた法人等の正当な利益を害する性質のものではない。他方で等しく納税義務を負う市民が非課税という特段の措置の詳細な内容を確認でき、また、行政側の恣意的な対応による不祥事の防止という観点からも透明性のある情報開示が求められる。

イ 地方税法第22条を根拠とする条例第6条第7号（法令秘）該当性は、条例第6条第2号の法人情報該当性として判断されるとしたものである。実施機関はもっぱら公知性のみをとりあげ、公知の事項以外は、すべて地方税法第22条の「秘密」にあたり、条例第6条第7号の非公開情報にあたるとの前提のもとに、本件請求対象文書記載の情報が、「公知のものかどうか」について縷々述べて、非公開情報該当性を主張している。

しかし、本件請求対象文書に非公開理由が存するかどうかは、「公にすると

当該法人の正当な利益を害するおそれのあるもの（法人等に明らかに不利益を与えると認められるもの）」に該当するかどうかにより判断されるべきである。

ウ その判断にあたっては、当該法人等が公開を望んでいないとか、通常、他人に知られたくないということでは足りず、当該法人等の社会的な地位が損なわれるということが、客観的に認められることが必要とされている。

すなわち、最高裁平成13年11月27日判決は、栃木県情報公開条例第6条第2号の「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」の解釈について、「単に当該情報が『通常他人に知られたくない』というだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が害されることを要すると解すべきであり、また、そのことが客観的に明らかでなければならないものと解される。」とした。

栃木県情報公開条例第6条第2号と条例第6条第2号はほぼ同じ文言であり（前者は「不利益を与えることが明らかであると認められるもの」、後者は「明らかに不利益を与えると認められるもの」）、同様の解釈が妥当する。

エ 固定資産税非課税申告書に記載されている情報は、

- ① 申告法人の(a)所在地、(b)名称、(c)法人番号、(d)電話番号、(e)印
- ② 申告区分（地方税法第348条第2項の何号にあたるかを選択）
- ③ 対象となる固定資産が土地の場合、(a)所在地番、(b)地目、(c)面積、(d)用途、(e)設立（指定、登録登記、開始）年月日、(f)用途に供する土地の区域変更年月日
- ④ 対象となる固定資産が家屋の場合、(a)所在、(b)家屋番号、(c)種類、(d)構造、(e)床面積、(f)用途、(g)用途に供し始めた年月日
- ⑤ 対象となる固定資産が償却資産の場合、(a)所在、(b)種類、(c)数量、(d)用途、(e)用途に供し始めた年月日

である。

これらの情報のうち、①法人の(a)所在地、(b)名称、(c)法人番号、②土地の(a)所在地番、(b)地目、(c)面積、③建物の(a)所在、(b)家屋番号、(c)種類、(d)構造、(e)床面積は、登記制度等による公示又は公開がなされている。

土地の面積、建物の種類・構造・床面積などについて、登記情報と現況が異なることもありうるが、土地及び建物について登記という公示制度がとられている以上、登記事項とされている程度の情報が公開されることによって、当該土地・建物を所有している法人の競争上の地位その他正当な利益が害されるとはおおよそ考えられない。また、①(d)法人の電話番号については、地方税法第348条第2項各号の所定の公益的施設等を開設している法人であって電話番号を秘匿している法人があるとは想定できない。さらに、固定資産税の非課税申

告は、地方税法第348条第2項第3号、第9号、第10号の1乃至第9号、第11号の3及び4、第12号に該当する施設等についてのみ行われるところ、学校法人、宗教法人、社会福祉法人はいずれも広義の公益法人であり、また、各号所定の施設は、第3号の「宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び境内地」を除き、開設にあたり許認可を要する施設であるから、③土地の(d)用途、(e)設立(指定、登録登記、開始)年月日、(f)用途に供する土地の区域変更年月日、④家屋の(f)用途、(g)用途に供し始めた年月日についても、公開により、法人の競争上の地位その他正当な利益が害されるとは考えられない。そして、宗教法人についても、境内は一般の参拝者等に開放されているのが通例であるから、これらの情報が公開されることにより、当該宗教法人の競争上の地位その他正当な利益が害されるとは考えられない。

②申告区分も、地方税法第348条第2項の前掲各号のいずれの施設に該当するかの情報にすぎないから、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が害される情報にはあたらない。

実施機関は、申告者(法人)が固定資産税の非課税申告をした事実について、地方税法第22条の「秘密」に該当すると主張するが、公知性の観点からしか検討しておらず、「公にすると当該法人の正当な利益を害するおそれのあるもの(法人等に明らかに不利益を与えると認められるもの)」に該当する理由を全く説明していない。

固定資産税の非課税申告は、本来非課税とすべき固定資産に対し誤った課税がなされる事例が全国的に多発したことをふまえ、大磯町町税条例(以下「町税条例」という。)により申告義務を定めたものであり、また、申告義務が課されているかどうかは対象となる固定資産の用途により客観的に定まるものである。そして、対象となる施設等がこれらの用途に使用されていること、及び、当該法人が町税条例上の申告義務に基づき非課税申告を行ったことが公になったからといって、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が害されるという事情は見当たらない。

さらに、地方税法第348条第2項の前掲各号所定の施設等は、当該施設利用者その他の関係者等多くの者が来訪するものであるから、⑤償却資産についても、少なくとも路面舗装・門・塀などの構築物や、機械式駐車場設備などの来訪者の目に触れるものについて、(a)所在、(b)種類、(c)数量、(d)用途、(e)用途に供し始めた年月日が公開されたとしても、法人の競争上の地位その他正当な利益が害されるとは考えられない。

来訪者の目に触れない償却資産については、後述の経理関係情報についての考え方が妥当すると解される。

オ 添付書類については、⑥非課税の適用を受ける事由を証明する書類、⑦土地については、公図又は地積図、家屋については平面図、⑧非課税規定の適用を

受けようとする土地、家屋、償却資産を無償で使用させている場合には、その事実を証明する書類とされる。

その他の添付書類として、審査請求人が代表を務める福祉団体が平成26年7月10日に申告した際には「定款、事業計画書、決算報告書」の提出を求められた。

社会福祉法人については、社会福祉法第59条の2及び同法施行規則第10条により、定款の内容、役員等の報酬等の支給基準、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書等の書類をインターネットの利用により公表することが義務付けられている。また、事業計画書は事業所等に備付け、一般の閲覧に供するものとされている。社会福祉法が上述の内容に改正されたのは平成28年3月、施行は平成29年4月であるが、法改正以前から社会福祉法人に対しては、その非営利性・公共性や、国庫補助・税制優遇措置を受けていることなどから、事業情報の公開・公表により事業運営の透明性を図ることが求められていた。

したがって、社会福祉法人については、上掲の情報は公表・公開されるべき情報であり、公にすることにより、当該法人の社会的な地位が損なわれるとは認められない。

また、前掲の最高裁平成13年11月27日判決は、経理に関する情報であっても当該法人独自の経営上のノウハウ等のように公にすることにより競争上の地位を害したり、学校運営等を阻害したり、その信用又は社会的評価を害するものということとはできない以上、公開すべきとしている。

宗教法人については、「定款」は存しない（宗教法人法により「規則」の作成が義務付けられている）のでこれに相当するものは提出されていないと思われる。経理に関する情報は、学校法人と同様に解される。

土地の公図及び地積図、建物の平面図については、法務局において、何人でも閲覧や写しの請求をすることができる。したがって、公になることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が害されるとはいえない。

カ 実施機関は、固定資産税非課税申告書の公開により判明する事項はその全てが地方税法第22条の『秘密』であると判断されるため、仮にこれを公開することとした場合は、納税者からの税務事務への信頼や協力を失わせることになるなど、以降の税務行政の運営に著しく支障を来すことになる」と主張する。しかし、その主張が、条例第6条第5号など、第7号（法令秘）以外の非公開理由を主張する趣旨であるかどうか明らかでないが、固定資産税の非課税申告は、固定資産の客観的な用途に基づき、本来非課税とされるべき固定資産に誤って課税されないために行う申告であるから、およそ関係者の協力が得られなくなつて固定資産税の課税事務に実質的な支障が生ずることの蓋然性（法的保護に値する程度の蓋然性）があるとはいえない。

キ また、仮に固定資産税非課税申告書の公開が認められるのであれば、同様の申告制度である地方税法第383条の『償却資産の申告』及び同法第384条の『住宅用地の申告』の内容についても公開を認めなくてはならなくなると主張するが、本件の「固定資産税非課税申告書」と、実施機関があげる「償却資産の申告」及び「住宅用地の申告」との間には、“固定資産税に係る申告”であること以外の共通性はない。

情報公開条例に基づく非公開理由の存否の判断は、対象情報の内容等により、また、それが個人の情報か法人等の情報かといった事情も含めて、個別具体的に判断がなされるものである。第383条及び第384条は、固定資産税が課税される者に、税の賦課徴収に必要な情報を申告させる制度であるのに対し、第348条は、施設の公益性等により課税を受けない公益法人等が申告するという大きな違いがある。およそ「固定資産税に関する申告一般」について、公開の可否を判断することはできないし、同様の結論になるわけでもない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関から提出された弁明書（平成30年8月21日付け）及び平成30年11月5日の当審査会の非公開理由の説明における実施機関の主張を要約すると、非公開の理由は、次のとおりである。

- (1) 固定資産税の非課税制度は、地方団体が課税を行うことを法律上禁止しているものであり、その根拠及び内容は、地方税法第348条の規定により明確化されているため、その適用に当たって実施機関の裁量は全くないものである。

固定資産税非課税制度と類似の制度と認識されがちな固定資産税の減免制度は、地方団体が当該団体の税条例の規定によって課税権を行使した結果、納税者について発生した納税義務を当該納税者の申請に基づき担税力の減少その他の事情に着目して、課税権者である地方団体自らがその租税債権の全部又は一部を放棄し、消滅させる処分を行うことによって、納税義務を解除するものであり、地方団体の裁量性がある。この点において、実施機関の裁量性が全くない固定資産税の非課税制度とその性質が大きく異なる。

- (2) 固定資産税非課税申告書は、大磯町町税条例第18条の2第1項の規定により、地方税法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3、第11号の4又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者が実施機関宛てに提出するものである。

対象となる固定資産に関し非課税申告書の提出を求めている趣旨は、非課税要件については実施機関の裁量性は全くないものの、非課税とするか否かの判断に関しては、当該固定資産の利用状況が明確にならない限り適正かつ的確に行うこ

とができないため、条例により申告義務を課したものである。

非課税申告書の提出は、固定資産税の非課税要件に該当することの事実を実施機関に知らしめるために行うものであり、その意味では、地方税法第383条の規定による「償却資産の申告」や、同法第384条の規定による「住宅用地の申告」と同じ性質のものと解釈することができる。この点も納税者の申請を要する固定資産税の減免制度とその性質が異なるといえる部分である。言い換えれば、これらの申告は、地方税法又は町税条例の規定による納税者の義務というかたちではあるが、賦課課税方式を採用する固定資産税の適正かつ的確な課税のために当町が納税者に対し協力を求めるという図式の上に成り立っているものである。

非課税申告書に記載されている内容は、あくまでも固定資産税の課税のみに利用されるものであり、第三者の意に反してその内容が公開されることは、法律及び町税条例による規定がなく、想定されていないものである。

- (3) 固定資産税非課税申告書が公開されることにより判明する事項と地方税法第22条の「秘密」との関係については、昭和49年11月19日付け自治省税務局長通知によれば、地方公務員法第34条第1項の「秘密」とは、「一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たもの」をいい、地方税法第22条の「秘密」とは、「これらのもののうち、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たもの」をいうものであり、「一般に、収入額又は所得額、税額等は地方公務員法第34条第1項及び地方税法第22条の「秘密」のいずれにも該当」するとされている。この前提により、各項目が地方税法第22条の「秘密」に該当するか否かを判断した。

- (4) 固定資産税非課税申告書の記載事項は、大きく申告者に関する情報と申告の対象となる固定資産に関する情報に区分される。そのうち、申告者（個人）に関する情報は、公知のものではなく、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たものであり、かつ、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものといえるため、地方税法第22条の「秘密」に該当する。申告者（個人）が固定資産税の非課税申告をした事実も、地方税法第22条の「秘密」に該当する。

申告者（法人）に関する情報については、所在地・名称に関しては商業登記簿等から、法人番号に関しては国税庁法人番号公表サイトからそれぞれ公示又は公開がなされている事項であるため、これらの情報自体は地方税法第22条の「秘密」に該当しないが、申告者（法人）が固定資産税の非課税申告をした事実は、地方税法第22条の「秘密」に該当する。また、電話番号に関しては、公知の事項でなければ地方税法第22条の「秘密」に該当する。

固定資産に関する情報（固定資産課税台帳の内容から転記されるもの）につい

て、固定資産課税台帳には、税務調査で知り得た現況地積、現況地目、現況床面積、価格、課税標準額等の課税情報が登録されているが、これらは、不動産登記情報のような一般的に知られている事項とは性格が異なり、地方税法第22条の「秘密」に該当する。なお、固定資産課税台帳に登録されている情報が、仮に登録されている情報と同一のものであったとしても、固定資産課税台帳上の情報は、町の実地調査等を経た上で、結果的に同一の情報となったに過ぎず、また、「実地調査等を経た」という価値が付加された情報であるという点で性質が異なるため、実施機関としては、これらの情報を実質秘として捉えている。

申告者が固定資産税の非課税申告をした事実に関する情報が明らかとなった場合は、「申告者が固定資産税の非課税の対象となる固定資産を所有している事実」、「固定資産税の非課税の対象となるような固定資産の取得、売却等を行ったという事実」、「申告者の固定資産が固定資産課税台帳に登録されているという事実」が判明してしまうことになるが、これらの情報は、公知のものではないため、地方税法第22条の「秘密」に該当する。また、申告者が固定資産税の非課税の申告をした事実自体も地方税法第22条の「秘密」に該当する。これは、固定資産税の非課税の申告が、申告者の固定資産が固定資産課税台帳に登録され、又は将来的に登録されることが前提に行われるものであり、仮に申告の事実が判明すれば、固定資産課税台帳に申告者の固定資産が登録され、又は将来的に登録されることが判明してしまうためである。

- (5) 税務職員に対しては、地方税法第22条に規定されているとおり、地方公務員一般に課された守秘義務より高度な守秘義務が課されている。当該守秘義務の趣旨については、平成9年4月25日最高裁判決（平成7年(オ)第2193号）では、「税務職員の守秘義務は、税務職員が税務調査等の税務事務に関して知りえた納税者自身や取引先等の第三者の秘密を保護するにとどまらず、そうした秘密を保護することにより、税務調査等に納税者や取引先等の第三者が協力しても、税務職員によってこれが公開されないことを保障して、税務調査等の税務事務への信頼や協力を確保し、納税者や第三者の真実の開示を担保して、申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保することを目的とするものである」と判断されている。

上記の守秘義務が解除されるためには、法の規定による措置（例えば、固定資産課税台帳の閲覧制度等）が必要であるが、非課税申告書に関しては、守秘義務を解除する法の規定は存在しない。法の規定により守秘義務が解除されない限りは、地方税法第22条の「秘密」を第三者に知らせることは、同条の規定に抵触するものと考えられ、仮にこれを公開することとした場合は、地方税法において限定的に守秘義務の解除を規定した意味が失われてしまうと考える。

非課税申告書の公開により判明する事項については、その全てが地方税法第22

条の「秘密」であると判断されるため、仮にこれを公開することとした場合は、地方税法第22条の「秘密」を漏えいさせたものとして直接的に同条に抵触するばかりでなく、納税者からの税務事務への信頼や協力を失わせることになるなど、その趣旨にも抵触するものであり、以降の税務行政の運営に著しく支障を来すこととなる。

- (6) 実施機関は、固定資産税の減免制度に係る行政情報公開に関し、平成29年2月28日及び同年7月27日付けで貴審査会から答申を受けており、以降、同種の情報公開請求に対しては、当該答申の内容に沿い、公益的減免に関する法人その他の団体に係る行政情報については非公開とせず、公開と決定している。

当該答申においては、「公益性による固定資産税減免に係る土地及び施設を所有し、納税義務者となっているという情報自体は、特段当該法人等の正当な利益を害する性質のものではない。」とされているところであるが、前述のとおり、固定資産税の非課税制度と減免制度では、その性質が異なる。

公益的減免については、課税権者である地方団体自らがその租税債権の全部又は一部を放棄し、消滅させる処分を行うことによって、納税義務を解除するものであり、地方団体の裁量性があるものであるため、特に適正かつ公平に運用されることが求められているものである。そのため、実施機関においては、上記答申を尊重しつつ、減免申請者に係る税務情報の秘密を守ることから生ずる利益と、他の納税者が公益性を確認できるという利益とを比較衡量し、公開することとしたものである。これに対し、固定資産税の非課税に関しては、実施機関の裁量性が全くないため、地方税法第22条の守秘義務を遵守するという原則にのっとり、今回の判断に至ったものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件で審査請求人が請求した文書は、「固定資産税の非課税申告書（H22～24年度及びH29.7.10以降の期間のもの）」であり、実施機関によれば、これに該当する本件対象文書は、当該期間中に実施機関に提出された固定資産税非課税申告書及びその添付書類である。

地方税法第348条第2項では、固定資産のうち、その性格又は用途に照らして非課税とされるものを列挙しているところ、町税条例第18条の2第1項は、同法同条同項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3、第11号の4又は第12号の固定資産について非課税の適用を受けようとする者は、実施機関に対し、当該固定資産の用途その他実施機関が必要があると認める事項を記載した申告書を提出するよう義務付けている。

申告書の様式については、町税条例施行規則別表において固定資産税非課税申

告書（第12号様式の2）を用いるものと規定しており、その記載事項は次のとおりである（申告区分によっては記載不要な事項もある）。

- ・ 申告者の住所（所在地）、氏名（名称）、個人番号又は法人番号、電話番号
 - ・ 申告区分
 - ・ 土地にあっては、所在地番、地目、面積、用途、設立（指定、登録登記、開始）年月日、用途に供する土地の区域変更年月日
 - ・ 家屋にあっては、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、用途、用途に供し始めた年月日
 - ・ 償却資産にあっては、所在、種類、数量、用途、用途に供し始めた年月日
- また、添付書類としては、次に掲げるものがある。
- ・ 非課税の適用を受ける事由を証明する書類
 - ・ 土地については、公図又は地積図、家屋については平面図
 - ・ 非課税の適用を受けようとする土地、家屋、償却資産を無償で使用させている場合は、その事実を証明する書類

実施機関は、本件対象文書に記載された事項はいずれも条例第6条第7号に該当すると判断し、全部非公開としているので、以下、条例第6条第7号の適用の適否につき検討する。

(2) 条例第6条第7号の趣旨

条例第6条第7号は、「法令等の規定により明らかに公開することができないとされている情報」については、非公開とすることができると規定している。このいわゆる法令秘に属する情報には、明文の規定をもって閲覧又は写しの交付が禁止されている情報のほか、特別法により守秘義務が課されている情報等も含まれ、地方税に関する調査に関する事務について知り得た秘密の漏えいを罰則付きで禁止する地方税法第22条は、この守秘義務を定めたものといえる。ただし、同条において漏えいが禁止される「秘密」とは、税務職員の調査により知ることができた税務情報の全てを当然に指すわけではなく、一般に知られていない事実であって、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有するものをいうと解される。

(3) 本件対象文書の条例第6条第7号該当性について

ア 本件対象文書のうち申告者が個人である場合については、当該個人に関する情報は、公知のものでなく、また他人に知られないことについて客観的に相当の利益があると考えられるため、地方税法第22条にいう「秘密」に該当するといえる。

イ 他方、申告者が法人である場合、当該法人の所在地・名称に関しては商業登記簿等により、法人番号に関しては国税庁法人番号公表サイトによりそれぞれ

公示又は公開されている。

これに対して、実施機関は、当該法人が固定資産税の非課税の対象となる固定資産を所有し、かつ非課税申告をしたという事実、当該固定資産について取得、売却等を行ったという事実及び非課税申告書に記載された当該固定資産に関する事項（土地の所在地番、地目、面積等、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積等で、地方税法第22条の「秘密」に当たる固定資産課税台帳に登録された情報と同一のものが含まれる。）は、公知のものでないため、結局全ての記載事項が地方税法第22条の「秘密」に該当すると主張する。

しかし、町税条例第18条の2の規定に基づく申告の対象固定資産を使用する者として地方税法第348条第2項各号が掲げている法人は、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人等であり、それらの本来的事業等の用に供する固定資産を対象とするものである。その趣旨は、公共的・公益的な性格をもつ法人によりその公共的・公益的な目的のために専ら利用される固定資産に対する課税を禁止することにあると考えられる。したがって、当該固定資産を所有し、かつ非課税申告をした事実、当該固定資産の取得、売却等を行った事実及び非課税の適用に必要な情報として申告書に記載された当該固定資産に関する事項が明らかにされたとしても、当該法人の正当な活動を妨げたり、その社会的地位を損なうことにはならず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有するということはできない。

ウ 実施機関は、固定資産税減免制度においては、納税者の申請に基づき担税力の減少その他の事情に着目してその納税義務の全部又は一部を解除するもので、実施機関の判断に裁量性があり、特に適正かつ公平に運用される必要があるという観点から行政情報を一部公開しているが、固定資産税非課税制度は、非課税の要件が地方税法により明確に定められているため、その適用に当たって実施機関に裁量性が全くないことから、地方税法第22条の守秘義務を遵守する原則にのっとって判断したと主張する。

しかし、固定資産税減免制度においても、公益的減免に係る土地や施設を法人等が所有し、納税義務者となっているという情報自体は、特段当該法人等の正当な利益を害する性質のものではなく、他方で等しく納税義務を負う町民がその公益性を確認できる利益をも勘案すれば、それらの情報を開示しても当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。そして、その点では、地方税法第348条第2項に係る固定資産税の非課税制度が、公共的・公益的な見地から一定の性格又は用途をもつ固定資産に対する課税を禁止するものであることと、共通の性質を有するということができる。

したがって、固定資産税の非課税の該当性について実施機関に裁量性がないことから、本件対象文書を非公開とすることが当然に認められるとは考えられない。

エ 固定資産税の非課税に係る申告制度が、適正かつ的確な課税のために実施機関が納税者に対し協力を求めるという図式の上に成り立っているとしても、非課税の申告は町税条例に基づき該当者に義務付けられており、当該非課税申告書を公開することにより、必要な申告がなされず、税務行政の適正な執行の確保が困難になるおそれはない。

ただし、本件対象文書のうち添付書類は、同条例で提出を義務付けられた書類ではないと解されるため、これを公開すると該当者から必要な協力が得られなくなるおそれは否定できないから、実施機関の判断は妥当と考えられる。

オ これらの理由から、本件対象文書のうち、申告者が法人である固定資産税非課税申告書（添付書類を除く）については、条例第6条第7号の非公開とすべき事由に該当せず、公開すべきものと判断する。

(4) 結論

以上、審査会としては、「1 審査会の結論」に示すとおり答申する。